

第 790 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 8 年 3 月 25 日 (水) 13 時 50 分から 14 時 50 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 1)
- (2) するめいか及びぶりに関する令和 8 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 2)

2 指示事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について (資料 3)

3 協議事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について (資料 4)

4 報告事項

- (1) 定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等について (資料 5-1～5-3)
- (2) 漁業指導取締船「たちばな」による海区漁業調整委員会指示違反の指導概要について (資料 6)

5 その他

- (1) 令和 8 年 6 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

[配布資料]

- ① 水産神奈川 第 576 号

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、小澤 紳一郎、小山 雄輔、長塚 博久、
福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、村尾主事、芳山技師、
村岡技師、加藤(研)技師

議 事

原事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

出席予定の委員1名より、到着が遅れている旨の御連絡をいただいております。本日は、現時点で15名中11名の委員の御出席をいただいております（後刻1名入室）、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、ただいまから第790回の委員会を開会します。

（櫻本会長）

本日の議題ですが、諮問事項が2件、指示事項が1件、協議事項が1件、報告事項が2件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両委員

福本委員、宮川委員よろしいでしょうか。

議 長

了 承

それでは福本委員、宮川委員、よろしくお願いたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村岡技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段意見がないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項（2）「するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料2に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、お願いたします。

玉置委員

ぶりについてはステップ2の管理の試行ということで、繰入・繰越や融通と

いった話を説明していただければと思うのですけれども。

水) 芳山技師

はい、ぶりに関しては漁獲可能量の繰入・繰越と融通の3つが検討されております。

まず繰越については、例えば一管理年度の中で思ったより漁獲が伸びなくて漁獲可能量が残ってしまったといった場合において、ある程度の上限を持って翌管理年度に繰り越すことができるというルールが運用される見通しです。逆に、思いのほか漁獲が伸びてしまい、漁獲枠が足りなくなるおそれがあるといった状況においては、ある程度の上限の中で、翌管理年度の漁獲可能量の一部を先に繰入れるということができない見通しです。このようなルールを運用するにあたって、その上限の値ですとか、細かいルールの適用などについては、今年度、ステップ2で詳細を詰めていくといった段階となっております。

また、融通についてですけれども、資料の9ページにございますとおり、ぶりは地域によって管理年度が分かれておりまして、4月から翌3月までの管理年度のグループと、神奈川県を含めました7月から翌年6月までの管理年度のグループの2つに分かれております。それぞれのグループにおいて漁獲可能量が設定されるわけですが、来遊状況等の変化に応じて、これらのグループ間での漁獲枠の融通を行うことができるというルールが制定される予定です。このルールについても、ステップ2の段階で実際の運用をしていながら、詳細について検討していく予定となっております。

玉置委員
議 長

ありがとうございます。

ありがとうございました。

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

はい、お願いします。

鵜飼委員

皆さん今の説明を聞いてだけで分かりますか。これ、業界にはどのような説明をされているのですか。業界にはかなり丁寧に説明しないと、今こう聞いただけでは、私も全然分かりません。ステップアップ管理でこういった段階を取るということも初めて聞きますし、やはりきちんと業界を集めてしっかり説明しておかないと、また同じようなことが起こってくるのではないかと思います。

先ほど突然、漁獲可能量の数字が出たのですけれども、その根拠もよく分かりませんし、その辺をもう少し具体的な例と分かりやすい資料で業界に説明しないと理解が得られないのではないのですか。

水) 芳山技師

よろしいでしょうか。

まず目安数量の算定根拠につきまして、本当は委員会資料に付けたかったのですが、連絡が遅くなってしまって間に合わなかったというところで、その点

については御容赦ください。

算定根拠についてなのですが、令和3年から5年までの都道府県別及び大臣管理区分の3か年の漁獲量の割合、漁獲シェアの平均値から算出されております。そして、この3年間で各県あるいは大臣管理区分の漁獲量の割合がどれだけであったかというものに、全体の漁獲可能量を掛けた数量ということで算定されるのですが、神奈川県ではシェアが1.06%ということでございましたので、試行目安数量が1,028トンという数量となっております。

鵜飼委員

この1.06%というのはどこから出てくるのですか。

水) 芳山技師

令和3年から5年までの漁獲量の平均実績です。

鵜飼委員

その実績というのは県に報告されている実績なのですか。

水) 芳山技師

この時はまだTACの数量になっていないので、段階的には農林水産統計のデータが使用されていると聞いております。

鵜飼委員

農林水産統計って、毎年取っていないですよ。

水) 芳山技師

いえ、毎年取っているはずですが、ただし、昨年からは始まったステップ1でまず漁獲報告が義務になったというところで、これから着実に、今年度、令和8年度、9年度と漁業法に基づく漁獲量の情報が集まっていきますので、より詳細なデータが集まって、漁業可能量の設定に繋がるというような流れになっております。

鵜飼委員

あくまで元の数字はトライアルであって、これから3年間の間に正確な数字が出てくると、そういう理解で良いですか。

水) 芳山技師

はい、そのとおりでございます。

鵜飼委員

はい、分かりました。

水) 芳山技師

まずそこが、数量の根拠に対するところでございますが、次に、繰入・繰越と融通のルールの部分に関してなのですが、ここも正直どこまで現場にお話しすべきかというのは担当としても迷っているところがございます。

この繰入・繰越ですとか融通のルールに関しては、数量が明示される県に対して適用される見込みとなっております。するめいかはもう「現行水準」という数量になっていて、はっきりした数量が明示されていない形になっております。

玉置委員

ぶり類は全ての県で「試行水準」で数字が出ていまして、全ての県で繰入・繰越ができます。

水) 芳山技師

ステップ2の試行水準の段階ではそれができるということになっていると思うのですが、これがいずれステップ3になった時には、基本的には数量が明示された県が対象になるというところですが、試行水準の段階では、本県も試行の段階で繰入・繰越に参加するということがあり得るのですが、実

際に本格的なステップ3の運用になった段階で、その留保枠の繰入・繰越の対象になるかどうかは不明瞭というようなところで、現状のシェアでいきますと、神奈川県は数量明示にならない見込みでございます。ステップ2の施行の段階で業界に対して繰入・繰返の漁獲枠の変動のことについて説明をして、ステップ3に移行して「なくなりました」というような話になってしまうと、現場の混乱を招いてしまうということを危惧しております。ですので、ステップ2の施行の段階で実際にそういった運用が本県でも行われるのかどうか検討がついてから、現場への説明をしていこうと考えているところでございました。

鵜飼委員

このステップ2の判断より前に、もう今回ステップ2に入るという話でしたよね。

水) 芳山技師

今回からステップ2に入ります。

鵜飼委員

ですから、その前の時点で業界の皆さんがどの程度理解しているのか。

数量的措置になるかならないかというのはステップ2で判断されるのですが、その前に、今言った数量明示になるかならないかということは、もうステップ2で分かるわけですから、それを事前にきちんとお話ししていただいた方が良いのではないかと思います。委員会には説明していただいていますけれども、業界に対して。

特にぶりは本県の定置漁業の主力魚種ですから、混乱を招かないように、早め早めに説明をして、どんどん質問を受けて、業界の理解を得た方が良いでしょう。その辺のスケジュールはもうされているということでもよろしいですか。

水) 芳山技師

これからの業界への説明のスケジュールということでしょうか。

鵜飼委員

もう始まりますからね。

水) 芳山技師

もう始まってはいるのですけれども、具体的にいつ、どのような説明するというスケジュールまでははっきりとしていませんが、説明の機会は設けさせていただく所存でございます。

鵜飼委員

早めにやっていただいた方が良いでしょうと思います。

水) 仲手川GL

よろしいですか。

くろまぐろの資源管理についても色々な見直しを検討していますので、それと併せて適切な時期に業界の方に説明したいと考えています。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

他に御意見等はございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

宮川委員

今ステップ2まで進んでいるということですが、去年がステップ1だ

水) 芳山技師 ったのですか。

宮川委員 はい。

水) 芳山技師 その前におそらくステークホルダー会合があったと思うのですけれども、何
宮川委員 回行われたのですか。

水) 芳山技師 ステークホルダー会合の回数でしょうか。すぐに出てこないの、後日調べ
宮川委員 て回答してもよろしいでしょうか。

水) 芳山技師 ええ。当然、神奈川県からも漁業関係者が参加していると思うのですけれど
宮川委員 も、どういう意見が出たのか、また反対意見が出なかったのか、そういったと
水) 芳山技師 ころを知りたいのですが。

水) 芳山技師 分かりました。そこも含めて後日回答させていただきます。

宮川委員 ですが、もうステップ2まで来ているということは、皆さん納得の上の話と
水) 芳山技師 いうことで解釈して良いのですか。反対意見は出なかったのですか。

水) 芳山技師 ステークホルダー会合は今年度も開催されてはしまして、反対意見も全くな
宮川委員 いというわけではなかったのですけれども。

水) 芳山技師 水産庁に押し切られてしまったのですか。

水) 芳山技師 水産庁としては、あくまで現場からの要望に応じてTAC管理をするという
宮川委員 ような発言があったりしましたので、水産庁の認識としては、もう同意が得ら
水) 芳山技師 れたので次のステップに進むというような認識のようでございます。

宮川委員 ということは、TACは漁業関係者の要望で話が進んでいるという解釈で良
水) 芳山技師 いのですか。

水) 芳山技師 実際どのようになっているのか私もまだ十分に理解が進んでいないところでは
宮川委員 はあるのですけれども、私が出席した会議の議論の中では、水産庁としてはそ
玉置委員 のような認識でいるようでございます。

水) 芳山技師 私も、ぶりのステークホルダー会合には大体出ていたのですけれども、特に
宮川委員 定置漁業者の中では、ぶりについては早くTAC管理に進みたいという意見が
水) 芳山技師 多かったです。その理由としては、大中型まき網という定置のライバルがいる
玉置委員 わけですけれども、大中型まき網の漁獲を抑えるにはもうTACで数量管理を
水) 芳山技師 するしかないということで、ちょうど今、大中型まき網のぶりの漁獲量がかな
宮川委員 り下がっていますので、今の時期に、今の割合で、定置をはじめ都道府県の率
水) 芳山技師 が高い時にTACに進んだ方が、都道府県のぶりの割当が増えるということ
玉置委員 です。

水) 芳山技師 また、最初に言ったように、まき網を抑えるにはもうTACしかないという
宮川委員 ことで、定置の漁業者はかなり多くが、ぶりについてはTAC管理に賛成とい
水) 芳山技師 う感じでした。

宮川委員 キンメをやっているものですから、それと照らし合わせて、皆反対しなかつ

たのかなと思い、気になったので質問させてもらいました。

分かりました。

議長

ありがとうございます。

他に御意見等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

福本委員

この委員会で前にもぶりの話は出たと思うのですが、その時はトン数がまだ何とも分からないといったような曖昧な感じでここまで来て、今になってトン数が出たので突然出たように見えるのです。今の大中まきの話も含めてそれをTACで規制した場合、大中まきが規制できるのであれば、今神奈川でしたら約千トンで、そうすると、平均的に千トンなので、増えた時にすぐ超えてしまうといった話にならないのかと思うのですが。

例えば島根では、その平均よりもほとんど下の数量で書いてありますけれども、マグロみたいに増えてしまったのもっと獲って良いですか、とならないのか心配です。増えるという仮定でやっているわけですよ。

水) 芳山技師

増えるという仮定と言いますと。

福本委員

TACにして規制をかければ資源全体が増えるという話でやっているわけですよ。この数字の出し方だと、増えてもマグロと同じで、もう獲ってはダメですよという話になるのが早いのではないかと思いますけれども、そういうクレームは出ないですか。抑えるというのは分かりますけれども、抑えて増えるのだから、これでは足りなくなるのではないのかと思うのですが。

水) 芳山技師

正直ステークホルダー会合の中でも、マグロのような一方的な管理で混乱を招くようなことは避けてほしいというような意見は多くの漁業者から寄せられている中であつたのですが、まず漁獲可能数量に関しては、漁獲枠全体とシェアで決まるということになっています。そして、国全体の漁獲可能量については、ぶりに関してはマグロと違ひまして、国内のデータで算定されるものとなっているので、マグロに関しては国際的な会議の中で海外との交渉というような部分が漁獲枠の獲得の中に入ってくるのですが、ぶりに関してはそういった国際的な交渉といったものが入ってこないもので、きちんと資源評価の結果、ぶりの資源が増えているというようなことが明らかになるのであれば、その分は漁獲枠に反映されるものと認識しております。

福本委員

では、そういうことで。

議長

それに関連して、先ほど、目安ということで1,028トンという数字が出てきました。これは過去3年、令和3年から5年の平均をその割合で分けると1,028トンになるというお話でしたけれども、実際にTAC制度に移行しステップ3になったとすると、TACがまず決まっています、それをこの割合で配分するとい

うことになるのですよね。

水) 芳山技師 議 長 そうですね。

ですから、例えばTACがこの令和3年から5年くらいに比べると倍くらいになっていれば、この値も倍になると。そして、半分くらいになっていれば半分になるということですね。

水) 芳山技師 議 長 そうです。

ですから、実際にTAC制度のステップ3になった時には、この過去の漁獲量で配分するのではなくて、TACの枠で配分すると。

水) 芳山技師 議 長 TACの枠と、過去実績に基づくシェアです。

その過去の実績に基づくというのは、この1.06に相当する割合で、シェアでそのTACを配分するということですね。

水) 芳山技師 議 長 そのように理解しております。

ですから、TACさえ増えてくれれば増えるのだけれども、逆にTACが減らされれば、このトン数も減ってしまう。

福本委員 もっと言えば、それでも話し合いができて増やすことが可能だということですよ。

マグロのような世界的な話ではなく日本の話だから、そこは話になるということですね。

水) 芳山技師 議 長 そうですね。くろまぐろの話よりは、もう少し議論がしやすい資源ではないかと考えています。

福本委員 議 長 それを期待しています。

はい、ありがとうございます。

他に御意見、御質問等ございますか。

よろしいですか。

それではこの件につきましては、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 議 長 了 承

それではそのように決定します。

続きまして、指示事項(1)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について」を議題としますが、本件は協議事項(1)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事 【資料3及び資料4に基づき説明】

水) 仲手川 GL 【資料3に基づき説明】

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

指示内容を継続するという事で、具体的な内容に変更はないということと、それから承認基準についても従前どおりということですが、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動するという事でよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定いたします。

続きまして、報告事項（１）「定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 村尾主事

【資料５に基づき説明】

議長

ありがとうございました。

報告のあった漁場については適切かつ有効に活用されているということですが、この件につきまして何か御意見、御質問等はございますか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それでは、そのように決定します。

続きまして、報告事項の（２）「漁業指導取締船「たちばな」による海区漁業調整委員会指示違反の指導概要について」を議題といたします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 仲手川 GL

【資料６に基づき説明】

議長

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。次回は4月24日金曜日14時から開催の予定となっています。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。